

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
12月6日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
解除予定保安林 (下関市) (森林整備課) 二
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 二
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 八
建設業の許可の取消し (監理課) 九
- 教委告示
山口県指定有形文化財の指定 九
- 人委規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 九



山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社
住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所在地 周南市開成町四九八八番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法				
	能 力 (kg/回)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
四六一イ (二基)	一五二	令和元、 一二、二七	令和元、 一二、二七	令和元、 一二、二七	断 続	二 四 時 間	変 動 な し
四六一イ	八五一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七一の六	六六一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一イ」及び「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロロメタンの蒸留施設をいう。

令和元年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 西恩田商業施設
 所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 若林 辰雄	変更後 池谷 幹男
---------------------------------	--------------	--------------

- 四 届出年月日
 令和元年十一月六日
- 五 変更年月日
 平成二十八年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 西恩田商業施設
 所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 マックスバリュ西日本株式会社	変更後 加栗 章男
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更前 平尾 健一	変更後 平尾 健一

四 届出年月日

令和元年十一月六日
 変更年月日
 令和元年九月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 DCMダイキ宇部店
 所在地 宇部市明神町二丁目二番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 若林 辰雄	変更後 池谷 幹男
---------------------------------	--------------	--------------

- 四 届出年月日
 令和元年十一月六日
- 五 変更年月日
 平成二十八年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハイパーモルメルクス宇部
 所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
- 三 変更に係る事項の概要
 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田二丁目五番七号 平野 能章

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フラワーチェーン・タナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中恵美子

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成二十九年三月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
ス・ホールディングス

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ミスターマックス	株式会社ミスターマックス・ホールディングス
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成二十九年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部

所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社	株式会社ミスターマックス	福岡市東区松田一丁目五番七号
ス・ホールディングス	株式会社大創産業	平野 能章
三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前
	株式会社大創産業	変更後
	矢野 博丈	矢野 靖二

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス宇部
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ミスターマックス 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
ス・ホールディングス

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂
	富永 幸朗	上野山孝誠

四 届出年月日
令和元年十一月七日

令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハイパーモールドメルクス宇部
所在地 宇部市大字東岐波一四一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

株式会社ミスターマック 福岡市東区松田二丁目五番七号 平野 能章
ス・ホールディングス

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称	変更後 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称
加栗 章男	平尾 健一	マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

(一八六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年十二月六日から令和二年四月六日までの間、山口県商工労働部
商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
山口県知事 村岡 嗣 政

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁目四〇の一 疋田直太郎

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社チヨダ	変更後
--	----------------	-----

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成二十八年二月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン小野田ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁目四〇の一 疋田直太郎

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名称	変更前 株式会社大創産業	変更後 株式会社大創産業
矢野 博文	矢野 靖二	矢野 博文	矢野 靖二

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁目四〇の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変更 前 変 更 後
富永 幸朗 上野山孝誠

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社岩崎宏健堂	富永 幸朗	上野山孝誠

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁目四〇の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変 更 前 変 更 後
正田直太郎

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称			

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

加栗 章男

平尾 健一

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁目四〇の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変 更 前 変 更 後
株式会社西松屋チェーン 正田直太郎

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チェーン		

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

令和元年九月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン厚狭ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
竹林 光恵		

四 届出年月日
 令和元年十一月七日
 変更年月日
 平成二十八年五月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社大創産業	矢野 博文	矢野 靖二

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	加栗 章男	平尾 健一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

令和元年九月十日

(二八七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十二月六日から令和二年四月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更前 加栗 章男	変更後 平尾 健一
マックスバリュ西日本株式 社		〃	〃

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ徳山東店
所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前 コダマ薬品有限会社	変 更 後
--	--------------------------	-----------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ徳山西店
所在地 周南市都町三丁目二一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名 有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之	変更に係る事項	変更前 マックスバリュ徳山西店	変更後 ザ・ビッグ徳山西店
---	---------	--------------------	------------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成二十八年九月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ徳山西店
所在地 周南市都町三丁目二一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
有限会社国広興産 周南市若山二丁目三番六号 国広 和之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前 加栗 章男	変 更 後 平尾 健一
マックスバリュ西日本株式 社		〃	〃

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

(一八八) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水
産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和元年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

種番証明書 番号	名	前	品 種	生 年 月 日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
三一九〇四〇 四〇〇一八	A B 七七六		その他	平成三〇、 一	宮城 県	〃	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三一九〇四〇 四〇〇二二	A B 七八〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇二八	H D 〇六〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇三三	H D 〇六五		〃	平成三一、 二、二七	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇三五	H D 〇六七		〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇三六	H D 〇六八		〃	〃	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇四一	H D 〇七三		〃	三、一	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇四三	H D 〇七五		〃	一五	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇四四	H D 〇七六		〃	二二	〃	〃	〃
三一九〇四〇 四〇〇四五	H D 〇七七		〃	〃	〃	〃	〃

(二八九) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和元年十二月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

令和元年十月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番

号

商号又は名称 吉村通信建設有限公司

主たる営業所の所在地 長門市油谷久富五五二番地の一

代表者の氏名 吉村 良子

許可番号 山口県知事許可（般一二八）第五五三五号

三 処分の内容
電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

吉村通信建設有限公司が、令和元年九月三十日に山口地方裁判所秋支部から破産手

続開始の決定を受け、このことが法第二十九条第一項第四号に該当する。



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和元年十二月六日

山口県教育委員会

名	称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
手鑑「多々良の麻佐古」		一 帖 <small>じょう</small>	山口市春日町八番二号 山口県立山口博物館	山口県



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第九条第一項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。